

令和4年（ワ）第1880号 損害賠償請求事件（以下「甲事件」という。）

令和4年（ワ）第22539号 損害賠償請求事件（以下「乙事件」という。）

甲事件原告 1～3、5、6

乙事件原告 7

甲事件・乙事件被告 東京電力ホールディングス株式会社

第34 準備書面

【UNSCLEAR報告書には過小評価をする契機が存すること】

2024（令和6）年9月4日

東京地方裁判所 民事第32部甲合議B係 御 中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 井 戸 謙

同 河 合 弘



之
外

内容

本書面の位置づけ	- 5 -
1 UNSCEAR 2020/2021年報告書が「科学的な報告書とはほど遠いこと」はこれまで主張立証してきたとおりであること	- 5 -
2 UNSCEAR 2020/2021年報告書には本件事故による放射線影響を過小評価する契機があること	- 6 -
第1 UNSCEAR 2020/2021年報告書には放射線影響を過小評価する契機があること①（UNSCEARは中立・公正な科学的機関ではないこと）	- 8 -
1 はじめに	- 8 -
2 UNSCEAR設立の経緯について	- 10 -
(1) 「すべての核実験の即時停止を求める提案をそらすことを目的として」設立された組織であることをUNSCEAR自身が認めていること（甲全385：4頁以下）	- 10 -
(2) UNSCEARは、米ソ冷戦下で核開発を積極的に行っていたアメリカの主導で設立されたこと（甲全385：7頁以下）	- 12 -
3 アメリカ原子力委員会の「科学的立場」	- 18 -
(1) はじめに	- 18 -
(2) 栄養面・衛生面・人種を理由とした放射線影響の過小評価（甲全385：19頁～20頁）	- 18 -
(3) 放射性降下物の影響に対する過小評価（甲全385：22頁～26頁、同10頁～13頁）	- 20 -
(4) 小括	- 23 -
4 UNSCEARの「科学的立場」	- 24 -
(1) UNSCEARが1958年にまとめた報告書の作成過程において、広	

	島・長崎の子どもたちへの影響を指摘する研究結果が無視されたこと（甲全 385：28頁～29頁、同20頁～21頁）	- 24 -
(2)	放射線被ばく研究が核開発の促進のマイナスにならないようにすることを 目的とした国際機関における被ばく研究の一元化（甲全385：28頁以下）	- 26 -
(3)	UNSCEARがチェルノブイリ事故後も長い間にわたって小児甲状腺が んの影響を認めなかったこと（甲全96：2頁）	- 27 -
5	第1項のまとめ	- 28 -
第2	UNSCEAR2020/2021年報告書には放射線影響を過小評価す る契機があること②（本件事故による放射線影響を過小評価したい日本政 府の意向が反映される契機があること）	- 32 -
1	日本政府には放射線影響を過小評価する契機があること	- 32 -
(1)	肥田瞬太郎医師の証言（甲全385：31頁～32頁）	- 32 -
(2)	広島・長崎原爆に関する残留放射線の影響に係る記述（甲全385：26 頁～28頁）	- 34 -
(3)	原爆症認定申請却下取消訴訟における日本政府側の主張（甲全385：3 9頁～40頁）	- 35 -
(4)	小括	- 37 -
2	日本政府の上記立場が反映される契機が存すること	- 37 -
(1)	外務省から「放射線の影響に関する過度の不安を払拭すべく、国内外への 客観的な情報発信を促進する」報告書作成目的で約1億4000万円もの特 別拠出金がUNSCEARに拠出されていること	- 37 -
(2)	放射線医学総合研究所（放医研）が事務局を務めるUNSCEAR国内対 応委員会には各省庁もオブザーバー参加していたこと	- 38 -
(3)	原爆症認定申請却下取消訴訟において日本政府側証人として意見を述べた 明石眞言氏がUNSCEAR2020/2021年報告書作成に深く関与し	

ていること.....	- 41 -
3 第2項のまとめ.....	- 43 -
第3 結語－UNSC EAR2020／2021年報告書の信用性は担保されて いないこと＝因果関係認定において重視されるべきでないこと	- 45 -

本書面の位置づけ

1 UNSCEAR2020/2021年報告書が「科学的な報告書とはほど遠いこと」はこれまで主張立証してきたとおりであること

- (1) これまでの準備書面において明らかにしてきたように、原告らは、被告が本件において大きく依拠しているUNSCEAR2020/2021年報告書（乙全4）に関して、例えば多数の科学者・専門家からなるUNSCEAR2020/2021年報告書検証ネットワークによる2022年7月19日付「『UNSCEAR2020/2021年報告書』に対する緊急声明 被曝影響に関する結論の撤回を求める」（甲全96）と題する声明中にもあるように「誤ったグラフやデータが複数存在するほか、専門領域の基礎知識に欠ける深刻で基本的な誤りがあるなど…（略）…多数の疑問・疑惑が存在し、科学的な報告書とはほど遠い」ものであることについて、個別かつ具体的に主張立証してきた。
- (2) どのような報告書であれそこに記載された推論の信頼性が担保されているか否かは、たとえそれが専門的なものであったとしても、①前提事実に重大な事実誤認がないか、②十分に考慮されるべき事項が考慮されていなかったり或いは考慮すべきでない事項が考慮されていたりしないか、③過小評価や過剰評価がないか、④評価に不合理な点はないか等をチェックすることによって判断ができるものである。

そして、UNSCEAR2020/2021年報告書には、各項目において、前提事実に重大な事実誤認があったり（例：本件甲状腺検査の診断プロトコルなど）、当然に考慮されるべき事項が考慮されていなかったり（例：モニタリングポストの実測データに基づく平山論文で示された大気中濃度と時間積算濃度）、考慮すべきでない事項が考慮されていたり（例：目的も規模も対象も異なる三県調査の結果）、評価が著しく不合理であったり（例：現実的には考えられない沈着速度の設定）といった、信頼性を損なう事実が散見されるのであ

る。したがって、そのようなUNSCEAR2020/2021年報告書はそもそも信頼性が担保されていないものであって、その内容は本件における前提事実とされるべきではないものであることは明らかである。

2 UNSCEAR2020/2021年報告書には本件事故による放射線影響を過小評価する契機があること

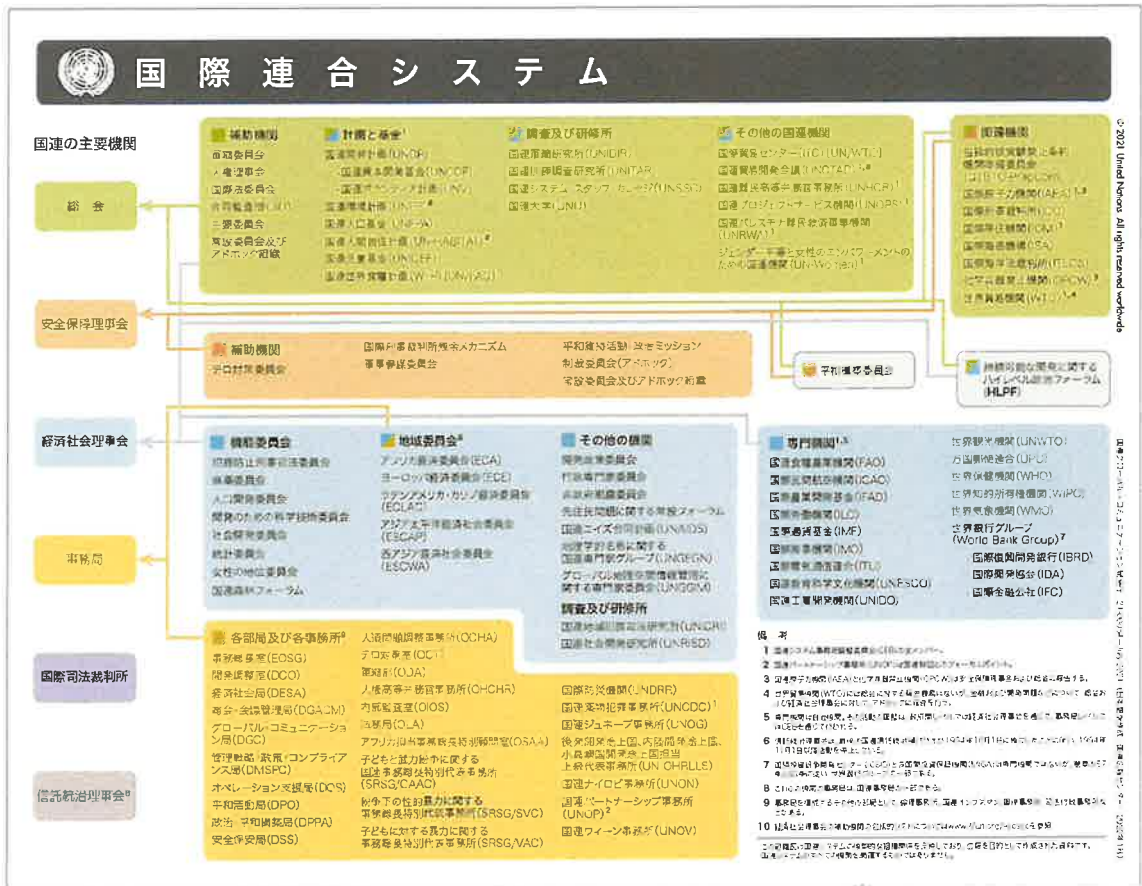
- (1) では、なぜこのような「科学的な報告書とはほど遠い」報告書が出来上がってしまったのだろうか。最も根本的な問題は、河田昌東氏（NPO法人チェルノブイリ救援・中部理事）が指摘するように、事故直後の被ばく線量や大気中の放射性ヨウ素131濃度の継続的測定が行われなかったことにある。ヨウ素131は半減期が8.04日と短期間に消滅して体内での動態も早いために、初期被ばくの評価は、実測値がない以上は推定に頼らざるを得なくなってしまうのである（甲全40：890頁）。
- (3) 推定によらざるを得ないということは即ち、確固たる結論が導けないということであると同時に、恣意的な評価が行われて政治的な意図が反映される可能性が高まるということでもある。現に、いくら推定によらざるを得ない（その意味でUNSCEAR報告書は確固たる結論を導くものではない）にしても、これまで原告らが複数の準備書面で明らかにしてきたようにUNSCEAR2020/2021年報告書の杜撰さは際立っている。これらの事実は、かかる報告書において、被ばくの過小評価ないし政治的意図の反映が行われていることを窺わせるものである。
- (4) そして、UNSCEAR2020/2021年報告書において被ばくの過小評価ないし政治的意図の反映が行われていることについては、そもそものUNSCEARの設立経緯、さらにはUNSCEAR2020/2021年報告書の作成経過（日本側の関与）からも窺えるものである。
- (5) そこで本書面においては、UNSCEAR2020/2021年報告書において被ばくの過小評価ないし政治的意図の反映が行われていることを基礎づけ

る事実として、UNSCEARの設立経緯に照らして同組織には放射線影響を過小評価する契機があること（下記第1）、本件事故による放射線影響を過小評価したい日本政府の意向が反映される契機があること（下記第2）を明らかにする。

第1 UNSCEAR2020/2021年報告書には放射線影響を過小評価する契機があること①（UNSCEARは中立・公正な科学的機関ではないこと）

1 はじめに

- (1) これまで繰り返し指摘してきたように、UNSCEARは「国連科学委員会」などと略されることがあるが、国連における科学問題全般を扱う委員会ではなく、放射線の影響に関する問題だけを所管する委員会にすぎない。
- (2) また、「国連」の名を冠してこそいるものの、その加盟国は設立時で15か国、2022年6月時点でも31か国にとどまっている（以上につき原告ら第22準備書面：6頁）。すなわち、現在193か国の国連加盟国のうち僅か1.6%しか加盟していない委員会なのである（なお、国連広報センターが作成した国連のシステム図【下図】にはUNSCEARは掲載されていない）。しかも、これら31か国はそのほとんどが、核ないし原子力開発を行ってきた国々である。



(2) 上記(1)(2)からだけでも分かるようにUNSCEARという組織の活動は、「国連」の名こそ冠しているものの、設立当初から現在に至るまで一部の国々に限られてきた。

では、このようなUNSCEARという組織は、果たしてどのような性質を有する機関なのだろうか。この点について原告ら第22準備書面6頁では「UNSCEARの機関としての性質については、別途、原告らの準備書面で指摘する」としていたところであるので、以下本項において、UNSCEARの設立経緯などを踏まえてUNSCEARの機関としての性質を明らかにする。

(3) 本項においては、高橋博子・奈良大学文学部教授（以下「高橋教授」という。）に「UNSCEAR 原子放射線の影響に関する国連科学委員会の歴史的背景に関する意見書」（甲全385）をご作成いただいたので、これを基礎として主張を展開する。

なお、高橋教授の研究業績は甲全386のとおりであるところ、アメリカの核開発史等を専門に研究され、例えばNHKスペシャル「原爆初動調査 隠された真実」「証言と映像でつづる原爆投下・全記録」「水爆実験60年目の真実～ヒロシマが迫る“埋もれた被ばく”～」 「見過ごされた被爆」等の作成に協力・資料提供される等、複数のメディアでも協力・出演されている。

2 UNSCEAR設立の経緯について

- (1) 「すべての核実験の即時停止を求める提案をそらすことを目的として」設立された組織であることをUNSCEAR自身が認めていること（甲全385：4頁以下）

ア UNSCEARの公式サイトにあるUNSCEARの設立経緯には、次のような記述がある（甲全385：3頁、甲全387）。

Over sixty years ago, purportedly with the intention to deflect a proposal calling for an immediate end to all nuclear explosions, it was proposed to the General Assembly of the United Nations that it establish a Committee to collect and evaluate information on the levels and effects of ionizing radiation. Subsequently on 3 December 1955 the General Assembly unanimously approved resolution 913(X), which established the United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation (UNSCEAR).

The original committee was composed of senior scientists from 15 designated UN Member States, namely Argentina, Australia, Belgium, Brazil, Canada, Czechoslovakia, Egypt, France, India, Japan, Mexico, Sweden, the UK, the USA and the USSR.

イ 上記アの引用箇所を訳すと、次のとおりとなる（甲全385：5頁。なお下線は引用者による）。

60年以上前、すべての核実験の即時停止を求める提案をそらすことを目的として
(原文：purportedly with the intention to deflect a proposal calling for an immediate end to all nuclear explosions)、電離放射線のレベルと影響に関する情報を収集・評価する委員会の設立が国連総会に提案された。その後1955年12月3日、国連総会は決

議 913 (X) を全会一致で承認し、原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (UNSCEAR) が設立された。

当初の委員会は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チェコスロバキア、エジプト、フランス、インド、日本、メキシコ、スウェーデン、英国、米国、ソ連の国連加盟 15 カ国の上級科学者で構成されていた

ウ 上記イ引用箇所の下線部が重要である。

(ア) UNSCEAR が設立されたのは 1955 年 12 月 3 日であるが、1950 年代は、「東西冷戦下で、大気圏核実験が頻繁に行われていた」時代であって、「環境中に放射性物質が大量に放出され、放射性降下物による環境や健康への影響についての懸念が増大していた」時代でもある (甲全 385 : 6 頁)。

(イ) そして、UNSCEAR 設立前年の 1954 年、アメリカ国防総省はアメリカ原子力委員会と合同で、ビキニ環礁とエニウェトク環礁の二つの環礁で計 6 回の水爆実験「キャッスル作戦」を行なった。中でも 3 月 1 日に行なわれた「ブラボー実験」は、広島原爆の約 1 千倍の威力がある核弾頭を使用した大規模な核実験で、日本の第五福竜丸をはじめ、当時太平洋を航海中であったマグロ漁船、マーシャル諸島の人々、そして米兵がこれにより被災した。第五福竜丸では乗組員は 23 人が被ばくし、無線長の久保山愛吉さん (40 歳) が放射能障害により半年後に死亡した。また、築地市場で、放射能に汚染された「原爆マグロ」が大量に廃棄されると、国内では、食品への影響に対する不安が急速に高まった。

放射性降下物の危険性に対する認識が世界的に広がり、日本においても原水爆禁止運動が広がり、3000 万人以上の署名が集まった。

また 1955 年 7 月 9 日には核実験・戦争に反対する「ラッセル・アインシュタイン」宣言 (甲全 388) が出された。湯川秀樹を含む著名なノーベル賞受賞者である科学者たちによるこの宣言では「私たちは、将

来起こり得るいかなる世界戦争においても核兵器は必ず使用されるであろうという事実、そして、そのような兵器が人類の存続を脅かしているという事実に鑑み、世界の諸政府に対し、世界戦争によっては自分たちの目的を遂げることはできないと認識し、それを公に認めることを強く要請する。また、それゆえに私たちは、世界の諸政府に対し、彼らの間のあらゆる紛争問題の解決のために平和的な手段を見いだすことを強く要請する。」とされた。

(ウ) このように、核実験による放射性降下物の危険性への認識が世界的に共有されて核実験に対する反対の声が世界的に共有された年が1955年である。そのような1955年に「すべての核実験の即時停止を求める提案をそらすことを目的として」設立されたのが、UNSCLEARなのである（以上につき甲全385：5頁～7頁）。

しかも、このUNSCLEARは、下記(2)に述べるように、米ソ冷戦下において大気圏核実験その他の核開発を積極的に行っていたアメリカが主導して設立されたものだった。

(2) UNSCLEARは、米ソ冷戦下で核開発を積極的に行っていたアメリカの主導で設立されたこと（甲全385：7頁以下）

ア アメリカは、米ソ冷戦下において核実験を積極的に行っていたこと

(ア) 周知のように、アメリカの核開発は、マンハッタン計画に始まる。マンハッタン計画では原子爆弾の製造に成功し、製造された原子爆弾が広島と長崎に投下され、両都市で数十万人に及ぶ犠牲者を出した（甲全385：7頁）。

(イ) 戦後にマンハッタン計画を引き継いで核開発を進めたのは、アメリカ原子力委員会だった。1946年8月1日の原子力法の成立によってアメリカ原子力委員会が設立されると、翌1947年1月1日、それまで核開発を担ってきた陸軍省管轄のマンハッタン工兵管区の権限が同委員会

に引き継がれ、開発関連施設は全て同委員会の管轄下となった。同時に、同委員会は、マンハッタン工兵管区で実施されていた放射線の人体への影響に関する研究も引き継ぎ、生物医学部を設置してここで放射線の人体への影響に関する研究が行われることとなった。その一方で、国防総省管轄の生物・化学・放射線兵器研究を扱う機関である米国特殊兵器計画が発足したが、これにも同委員会は関わっていた（甲全385：8頁～10頁）。

(ウ) そして、前述したように、そのような歴史の流れの中で、UNSCEAR設立前年の1954年には、アメリカ国防総省はアメリカ原子力委員会と合同で、ビキニ環礁とエニウェトク環礁の二つの環礁で計6回の水爆実験「キャッスル作戦」を行なった。中でも3月1日に行なわれた「ブラボー実験」は、広島原爆の約1千倍の威力がある核弾頭を使用した大規模な核実験で、日本の第五福竜丸をはじめ、当時太平洋を航海中であったマグロ漁船、マーシャル諸島の人々、そして米兵がこれにより被災した。

イ アメリカは、ビキニ水爆による被災影響を小さく見えるような活動を展開したこと

(ア) 1954年3月1日に「ブラボー実験」が実施されて第五福竜丸を含む鮪漁船の被ばくが明らかになると、厚生省は漁獲マグロの被ばく調査を開始し、一分間に100カウント計測すれば破棄する方針を取った。ところが、同年12月28日に「マグロ検査」の中止が閣議決定された。日本政府は1955年1月4日に米国から対外工作本部の資金200万ドルを受領することによって、漁獲マグロなどの調査を打ち切り、ビキニ水爆被災問題を経済問題として「完全決着」させた。

(イ) なぜ突如として「マグロ検査」の中止が閣議決定されたのか。ここにもアメリカ原子力委員会が関与していたことが、高橋教授が2004年に発掘した機密資料によって判明した。

すなわち、1954年11月に「放射性物質の影響と利用に関する日米会議」が開催されたところ、この会議には、アメリカ原子力委員会衛生安全研究所の所長になったアイゼンバッド博士を含むアメリカ原子力委員会の代表団と日本の研究者が出席した。その会議の中で、アメリカ原子力委員会の科学者たちは「被ばくマグロ」を廃棄する日本の基準が「厳しすぎる」と指摘した。この議論を受けて、同年3月から続いていた「被ばくマグロ」の放射線汚染調査は、突如、打ち切られる事態となったのである。同会議は表向き、放射線の測定や許容量、食品汚染や除染といったテーマが話し合われ、「ビキニ水爆被災をめぐる外交問題」とは関係ないかのように装っていたが、実際には「ビキニ水爆被災」に終止符を打つという外交問題と直結した会議であった（甲全385：16頁～17頁）。

(ウ) なお、この点について興味深いのは、次の出来事である。すなわち、駐米日本大使館科学担当書記官であった向坊隆は、マグロの対米輸出を再開するために、アメリカ原子力委員会に基準の緩和を求めた。しかし、アメリカ原子力委員会側は、輸入基準はアメリカ食品医薬品局の管轄だから緩和できないと拒否しているのである（甲全385：31頁）。

このように、アメリカ原子力委員会は、一方で日本に対してはビキニ水爆被災の影響を小さく見せるために日本の「被ばくマグロ」の基準を厳しく批判したが、他方で自国に対する日本からのマグロ輸入については基準緩和の働きかけをしなかったのである。この点からも、アメリカ原子力委員会による日本に対する上記働きかけが、ビキニ水爆実験を受けて高まる被ばくへの懸念や反核の声を抑え込むために被ばくの影響をな

るべく小さく見えるようにするために行われたものだったこと（甲全385：16頁）が窺われる。

(エ) このほかにも、アメリカ原子力委員会ないしアメリカにおけるビキニ水爆実験の影響を矮小化しようとする試みとしては、次のような事実が挙げられる。

(a) 1954年3月16日に『読売新聞』が第五福竜丸事件を報道してビキニ水爆被災が明るみに出た時、上下両院原子力委員会の議長スターリング・コールは「日本人が漁業以外の目的で実験区域へ来たことも考えられないことはない」と、あたかも第五福竜丸がスパイ目的で実験区域に来たかのように述べていること（甲全385：17頁）

(b) アメリカ原子力委員会委員長だったルイス・ストロース（映画「オッペンハイマー」の中で、水素爆弾開発に反対するオッペンハイマーを共産党のスパイだとでっち上げて陥れようとする悪役として描かれている人物）は、実際にCIAに、第五福竜丸乗組員の思想調査を依頼していること（甲全385：17頁。なおこの調査依頼を引き受けたCIAのフランク・ウィズナーは調査の結果として「そのような事実はない」と報告した）

ウ そのようなアメリカが主導してUNSCEARが設立されたこと

(ア) 以上、戦後のアメリカにおいて核開発を担ってきたのはアメリカ原子力委員会だったこと、アメリカ原子力委員会はビキニ水爆で高まる被ばくへの懸念や反核の声を抑え込むための活動を展開していたことを確認した。

(イ) 以上を前提にここで強調したいのは、UNSCEARという組織がこのようなアメリカ原子力委員会の強い影響力の下で設立されたということである。アメリカ原子力委員会で被ばく研究を所管する衛生安全研究所所長だったメルル・アイゼンバッド博士（上記イ（イ））の回顧録による

と、UNSCEAR設立経緯は次のとおりだったという（甲全385：17頁）。

- (a) マンハッタン計画の科学者でニューヨーク作戦本部のかつての職員だったコービン・アラダイス米上下両院原子力委員会事務局長は、1955年の初め、アイゼンバッドに、環境放射線に関する情報を収集し、評価する国連の委員会を設立できないか問い合わせてきた。
 - (b) アイゼンバッドはこの提案に積極的に賛成し、上下両院原子力委員会の議長スターリング・コールと、その親しい友人でもあるルイス・ストローズ米原子力委員会委員長に相談し、計画を進めた。
 - (c) そして翌1955年の国連総会で、米国のヘンリー・カボット・ロジ国連大使が設置を表明し、UNSCEAR発足に至った。
- (ウ) このように、UNSCEARは米ソ冷戦下において核開発を積極的に行っていたアメリカの提案によって設立された組織であって、しかもその設立過程においてはアメリカで核開発を担いビキニ水爆実験による被ばく影響などを矮小化しようとしていたアメリカ原子力委員会の強い関与があったことが認められるのである。
- (エ) なお、UNSCEAR発足当時におけるアメリカの核開発をめぐる空気を示す書簡として、アメリカ原子力委員会生物医学部長だったチャールズ・ダナムがABCCを管轄する米科学アカデミーのD.W.ブロンク博士に宛てた手紙がある（甲全385：18頁）。

米原子力委員会は、研究計画を中断しないことを求める、研究には2つの必要性（interest）がある。人体への放射線の影響について、可能な限りあらゆる科学的な資料を作る必要性と、長崎や広島から広がる放射線の人体影響についての誤解を招くような不健全な報告を最小限にする必要性である。それは、電離放射線の人体への影響について、入手可能なすべての資料を最も科学的に構築する必要性と、長崎と広島から発信された放射線の人体への影響に関する誤解

を招くような、また、科学的根拠のない報告を防止する必要性である。米国は、そのような誤解を招くような報道をしないことを保証する、特に広島の場合はそうだった。このような事態が起これば、世界の科学界もアメリカという国も敗者となる。

合衆国が撤退したら、共産主義者によって好まれるような、何か悪いもので満たされてしまう。とりわけ広島の場合がそうであろう。そうした場合、世界の科学共同体も合衆国も敗者となってしまう。

今日において広島・長崎に投下された原爆による放射線の人体への影響が重大なものであったことは、原爆症認定申請却下取消訴訟各判決などにも見るように、周知である。

ところが、当時のアメリカ原子力委員会生物医学部長がこの影響について「長崎や広島から広がる放射線の人体影響についての誤解を招くような不健全な報告を最小限にする必要性」がある等としたり、「誤解を招くような報道をしないことを保証する、特に広島の場合はそうだった。このような事態が起これば、世界の科学界もアメリカという国も敗者となる。合衆国が撤退したら、共産主義者によって好まれるような、何か悪いもので満たされてしまう。とりわけ広島の場合がそうであろう。そうした場合、世界の科学共同体も合衆国も敗者となってしまう」等と記載したりする等、米ソ冷戦下における核開発の流れを阻止しようとする動きに対する強い反発が見られる。こうした背景の下で、UNSCEARは設立されているのである。

エ 小括

以上述べてきたように、UNSCEARは、当時米ソ冷戦下において核開発を積極的に行っていた（そして被ばく影響を矮小化しようとしていた）アメリカが主導して、「すべての核実験の即時停止を求める提案をそらすことを目的として」設立された組織だったのである。そして、上記1で述べたよ

うに、現在においても、UNSCEARの活動は国連加盟国全193か国のうち僅か16%の国々（しかもそのほとんどが核ないし原子力開発を行ってきた国々）に限られている。このような歴史的経緯と現状は、UNSCEARという組織自体が核開発の推進側によって設立されて現在も運営されていること、延いては、放射線の人体への影響について中立・公正な立場にはなく放射線影響を過小評価する契機を伺わせる事実であるといえる。

3 アメリカ原子力委員会の「科学的立場」

(1) はじめに

ア 上記2では、UNSCEARが放射線の人体への影響について中立・公正な立場にないことを明らかにする間接事実として、UNSCEARの設立経緯を明らかにした。具体的には、UNSCEARという組織について、核開発を積極的に行っていたアメリカ主導ですべての核実験の即時停止を求める提案をそらすことを目的として」設立された組織だったことを明らかにした。

イ では、アメリカ原子力委員会の放射線影響に対する「科学的な立場」は、どのようなものだったのだろうか。

本項では、引き続き高橋教授の意見書に基づき、アメリカ原子力委員会が放射線影響を矮小化してきたことを示す2つの具定例を通して、アメリカにおける核兵器開発を担うとともにUNSCEAR設立に強く関与したアメリカ原子力委員会の放射線影響に対する科学的立場を明らかにし、もって、それに強く影響を受けたことが歴史的に明らかなUNSCEARの科学的立場を明らかにする。

(2) 栄養面・衛生面・人種を理由とした放射線影響の過小評価（甲全385：19頁～20頁）

ア UNSCEAR設立当初にアメリカ側代表となった人物の中に、シールズ・ウォレンという人物がいる。この人物は、海軍の科学者として広島・長

崎の初期被ばく調査に携わり、その後は米原子力委員会生物医学部長として ABCC の研究方針について深く関わってきた人物である。

イ シールズ・ウォレンがアメリカ原子力委員会生物医学部長だった時代に出版された『原子兵器の効果』には「ケロイド形成の度合いは、火傷の治癒を厄介にした二次的な感染や、栄養不良によって明らかに影響を受けたが、より重要なことは、人種的特性として日本人にケロイド形成が起こりやすいという周知の事実である。」とされていた。また、シールズ・ウォレンは 1955 年のアメリカ原子力委員会生物医学部諮問委員会の会議にて、ABCC 発足前に実施された東京・横浜と広島・長崎のケロイドの比較研究を引き合いに出し、被爆者のケロイドと変わりはないとして、栄養面・衛生面・人種を理由に原爆による影響を過小評価した。

ウ しかし、今日において広島・長崎に投下された原爆の放射線影響が甚大な者であったことは周知である。また、実際に被爆者の治療に携わった日本の病理学者杉原芳雄によれば、上記言説は、次のとおり明らかな誤りだった。

これに対して広島にある ABCC（原爆傷害調査委員会）は原爆によってケロイドが生じたのではなく、患者が傷口を清浄しなかったことや、医師の治療法が悪かったために一時的に肉芽が盛り上がってケロイド状になったまでだと主張し、その責めを患者と医師に負わせるのでした。

私どもは原爆以前にも、岡山市の空襲で多数の火傷者を治療しました。人手不足や薬品資材の欠乏に加え真夏の暑いときだったので、患者の多くは被爆者と全く同様にひどく化膿し、毎日、蛆虫の除去に閉口した者です。だがそのような不潔な傷口からケロイドは一例も発生しませんでした。

（中略）

私たちがこのような議論をしていた頃、すでに大部分のケロイドは盛り上がった肉が縮小し平滑になっていました。この点も普通の火傷瘢痕（＝きずあと）ケロ

イドと違っています。普通のもは十年から二十年・長いものは一生続くのであって、原爆ケロイドのように一時的なものは比較的少ないのです。

原爆ケロイドのように、一時的に多発し、比較的短時日で終わるという特異な疾患が、原爆と無関係だと主張する ABCC の態度は、今にして思えば、原爆の遅発性障害を、世界の人の目から隠そうとした政治的努力の最初の表れだったのです

エ 以上の事実は、アメリカの核開発を促進し UNSCEAR 設立にも強く関与していたアメリカ原子力委員会が原爆による放射線被ばく影響を過小評価していたことを基礎づけるものである。

(3) 放射性降下物の影響に対する過小評価（甲全 385：22頁～26頁、同 10頁～13頁）

ア 1945年9月6日、マンハッタン計画副責任者のトーマス・ファーレルは、東京の帝国ホテルで連合国の海外特派員向けに「広島・長崎では、死ぬべき者は死んでしまい、9月上旬現在において、原爆放射能のために苦しんでいる者（原爆症患者）は一人もおらず、従って原爆放射能の後遺障害などあり得ない」とする声明を出した。

また、ファーレルは、総勢 11 人の科学者を引き連れて広島入りし、再び帰京すると 9 月 12 日に再び記者会見を開いた。その席上で、原子爆弾が空中高い位置で爆発したため「広島の廃墟に放射線はない」と、再び放射能の影響を強く否定した。原子爆弾が上空高くで爆発した場合には放射性物質がゆっくりと地上に落ちてくる過程で放射能は薄く広く広がり無害化するというのである。

イ また、1948年末には、元マンハッタン計画医学部門責任者のスタッフオード・ウォレンは、広島・長崎における放射性降下物の影響について、「日本の二つの都市で起こったような、上空での原爆の爆発は、爆風によって破壊し、爆風やガンマ線・中性子線の放射によって殺傷する。危険な核分

裂物質は亜成層圏にまで上昇し、そこに吹く風によって薄められ消散させられる。都市は危険な物質に汚染されるわけではなく、すぐに再居住してもさしつかえない。」と述べた。この人物は、トーマス・ファーレルが上記アの声明を出す際にファーレルに対して助言した人物でもある。

ウ そして、マンハッタン計画を引き継いでアメリカにおける核開発を促進したアメリカ原子力委員会は、上記アイの見解を維持し続けた。実際、ビキニ水爆被災による「死の灰」が明るみになった約1年後の1955年2月15日には、次のような声明を出している。

「高威力核爆発の影響」1955年2月15日

空中爆発による降灰

爆弾が空中で爆発して、火焰体が地表に接触しない場合には、爆弾内で発生した放射能は爆弾の外被自体から生じた固形粒子及びたまたま空中にあった塵だけに凝集する。地表から吸い上げられる物質がない場合には、これらのものは爆弾から発生する水蒸気および空中の塵に凝集して最も小さな粒子だけを形成する。これらの微小な物体は、数日間、あるいは数カ月にわたって、きわめて広範な地域——おそらく全世界に及ぶであろう。

しかし、これらの物体はきわめて緩慢に落下するのであって、その結果、地表に到達するまでにはその大部分のものが大気中に消散して無害なものとなり、残存する汚染は広く分散される。

しかし、爆発が地表もしくは地表近くで爆発し、火焰体が地表に接触した場合には、大量の物質が爆弾雲のなかに吸い込まれるであろう。

このようにしてできた粒子の多くのものは、重いために、まだ強烈な放射能をもっているうちに急速に降下する。その結果、比較的局限された地域が放射能によってきわめて強く汚染され、これよりもはるかに広い地域でも、ある程度の危険が生じることになる。これら大型の重い粒子は緩慢に広範な地域にわたって浮動するのではなく、急速に降下するために、大気のうちで消散して無害になる時間もなく、

また風によって分散される時間もない。

エ しかし、実際には、広島・長崎の原爆において残留放射線の影響がなかったことは、いまだ科学的に証明されていない。それどころか、被爆者の具体的証言に見られるように、原爆投下時に市内にいなかったにもかかわらず典型的な放射線による急性症状を起こしている人々がたくさんいるのである（以上につき甲全385：22頁～26頁）。

オ 加えて、次の事実も重要である。すなわち、ABC C生物統計部長などを務めたローウェル・A・ウッドベリーは、それまでに行われてきた残留放射線の調査について包括的にまとめた報告書を出しているところ、そこでは1950年代初期の調査に関しては「1953年12月(ME-81残留放射線の影響)計画の実施を承認した。原爆には曝されていないが原爆爆発時の10日以内に市内に入った439人のリストが収集された」が「他の仕事からの圧力と調査員の不足により、この計画は実際には実施されなかった」と、同計画がとりやめになったことを述べられている。

同報告書には、原爆投下時に爆心地から約5キロ離れた場所にいた女性の例が紹介されている。彼女は爆風や熱射による火傷は受けてなく怪我もしていなかった。原爆投下の翌日である8月7日から14日にかけて、彼女は父親を市内中探した。放射性降下物の雨にもあたらなかった。彼女は喉頭に傷を負い髪の毛の3分の1を脱毛し、放射線被ばくに付随して起こる徴候や症状があった、としている（なお同じような例として、2006年8月4日に広島地裁で勝訴判決が下された大江賀美子氏の例もある。）

残留放射線の影響を認めうる例が実際に存在するのに、残留放射線の影響を確認するための計画は中止され、残留放射線の影響は考慮しない或いは極めて過小評価されるに至ったのである。

上記ABC Cの運営資金を出していたのは、アメリカ原子力委員会である。そしてアメリカ原子力委員会生物医学部は、ABC Cの研究予算を正当化す

るために、米国の核兵器開発や民間・軍事防衛計画作成にとって重要な機関であると説明していた。つまりA B C Cは、核兵器開発を進める目的のもと、原爆被爆者を対象とした研究していたのである（以上につき甲全385：10頁～13頁）。

(4) 小括

ア このように、戦後のアメリカにおいて核開発を担っていたアメリカ原子力委員会は、上記にみるように、栄養面・衛生面・人種面を理由として放射線影響を過小評価したり、放射性降下物の影響について過小評価したりする等して、放射線の人体に対する影響を過小評価してきたのである。

イ このような過小評価のスタンスは、上記2ウ（エ）に見るようなアメリカ原子力委員会生物医学部長が「長崎と広島から発信された放射線の人体への影響に関する誤解を招くような、また、科学的根拠のない報告を防止する必要性である。米国は、そのような誤解を招くような報道をしないことを保証する、特に広島の場合はそうだった。このような事態が起これば、世界の科学界もアメリカという国も敗者となる。合衆国が撤退したら、共産主義者によって好まれるような、何か悪いもので満たされてしまう。とりわけ広島の場合がそうであろう。そうした場合、世界の科学共同体も合衆国も敗者になってしまう」との書簡を送っていること（甲全385：18頁）にも見て取れる。

ウ このように、放射線影響についてのアメリカ原子力委員会の「科学的立場」は、放射線影響に対して過小評価するものであったこと、延いては科学的立場は放射線影響について中立・公正な立場でなかったことは明らかである。とすれば、このような核開発を積極的に行っていたアメリカひいてはアメリカ原子力委員会の強い関与を受けて設立されたUNSCEARの科学的立場が同様のものであったこともまた、強く窺われるものである。

4 UNSCEARの「科学的立場」

- (1) UNSCEARが1958年にまとめた報告書の作成過程において、広島・長崎の子どもたちへの影響を指摘する研究結果が無視されたこと（甲全385：28頁～29頁、同20頁～21頁）

ア UNSCEARは1958年、米核実験の一環として実施された「プロジェクト・サンシャイン」の結果をはじめ、子どもへの内部被ばくの影響も含めた報告書をまとめた。

それによると、「(死産の場合を除外した) 5歳以下の子どもたちの骨から計測された「ストロンチウム90」の平均値は、カナダで1.5SU(1956年～1957年)、英国で1.15SU(1957年)、米国で0.667SU(1956年～1957年)、ソ連で2.3SU(1957年後半)であった。臨月の胎児にも、5歳以下の子どもたちと同様に「ストロンチウム90」の含有量が確認されている。このことは、死産の子どもの平均値が0.55SU(42例)とのイギリスの結果によっても示されている。妊娠後期の「ストロンチウム90」の濃縮は、母親の血液に直接関係しており、食糧の汚染が増えるにしたがって、この濃縮は増えるであろう。」と記載されていた。「ストロンチウム90」などにより、5歳以下の子どもや、母親の血液を通じて胎児が内部被ばくしていることが判明したのである。核実験当局者たちは、「プロジェクト・サンシャイン」において、とりわけ子どものデータを得ようとしていたように、成長の早い子どもたちや胎児の間で、放射性降下物による内部被ばくの影響が強く現われることを認識し、それを前提として調査していたのである。UNSCEARにおいて、もし広島・長崎の子どもたちへの影響に係る被爆者研究が国際的にも共有されていれば、低線量被ばく・内部被ばく・残留放射線の影響について重視する議論が高まっていた可能性がある（甲全385：28頁～29頁）。

イところが、広島・長崎の子どもたちへの影響に係る被爆者研究は、UNSCEARアメリカ代表で且つアメリカ原子力委員会のメリル・アイゼンバッドによって国際的に共有されなかった。これは、以下で示す書簡でのやりとりから明らかである。

(ア) 1956年10月、UNSCEARの第1回会合がニューヨーク国連本部で開催された。その約2カ月前の8月3日、ABCCの小児科医のロバート・ミラーは、アイゼンバッド宛に以下のような書簡を送った(甲全385:21頁)。

親愛なるアイゼンバッド氏：

F.オウイング博士は UNSCEAR への抜き刷りの配布についてあなたに意見を聞くため連絡するよう勧めてくださいました。私たちには、『放射線研究』1956年5月号に掲載された、ロバート・ウィルソンの論文「広島・長崎の核放射線」の200部の抜き刷りが手元にあります。その1部を同封します。また『小児科』1956年7月号に掲載された私の論文「広島原爆による若者の被爆の10年以内に発生した晩発的影響」の抜き刷りをもうすぐ受け取ることになっています。国連を通じてこれらの論文のいずれかの抜き刷りの配布を希望されますか？

敬具

ロバート・W.ミラー

(イ) ところが、原爆被爆者に関する晩発的な影響に関する論文や若者への健康影響に関する論文をUNSCEAR総会で配布することを求めたミラーへの書簡に対して、アイゼンバッドは以下の返事を出した(甲全385:22頁)。

親愛なるミラー博士

ロバート・ウィルソンの論文やあなたの1956年7月の論文がUNSCEARに適切かどうかについて尋ねられた8月3日の手紙を受け取りました。この委員会は兵器による放射性物質のグローバル・フォールアウトや産業被ばくで起こるタイプ

の低線量放射線の問題に関心があります。したがって、あなたの提出された報告書は現在の時点では、委員会の関心の範疇を超えています。

ご関心を寄せていただいたことに感謝しますし、準備ができましたらあなたの報告書を個人的にいただきたいと思えます。

敬具

メルル・アイゼンバッド所長

ウ このように、アイゼンバッド博士は、UNSCEARの関心領域は低線量被ばく問題が中心であって「広島・長崎の被爆者研究は範疇ではない」というのである。アメリカ原子力委員会は人骨を入手するなど、アメリカ原子力委員会の研究にとって都合の良い時にはABC Cを利用する一方、広島や長崎で実際に起きている健康影響や乳幼児、若者に対する晩発的な影響など、アメリカの核戦略に不都合な研究成果は、国際的な会議で配布することを阻止したのである。結果、広島・長崎の子どもたちへの影響に係る被爆者研究が国際的に広く共有されなかった。そこに、アイゼンバッドらアメリカ代表の政治的意図とUNSCEARの政治性が見て取れる（甲全385：22頁）。

(2) 放射線被ばく研究が核開発の促進のマイナスにならないようにすることを目的とした国際機関における被ばく研究の一元化（甲全385：28頁以下）

ア また、UNSCEARが1958年の報告書を出してICRPが勧告を出した後、スウェーデンの放射線防護研究者でICRPの議長をしていたロルフ・シーベルトが私的に招集した形で、スイスにおいて国際会議を主催した。ICRP、UNSCEAR、国際原子力機関（IAEA）、国際放射線単位委員会（ICRU）、国際放射線会議（ICRP）、ユネスコ（UNESCO）、世界保健機関（WHO）、国際労働機関（ILO）、食糧農業機関（FAO）、国際科学会議（ICSU）、国際標準化機構（ISO）などの国際機

関が一堂に会し、放射線被ばく研究が核開発の推進にマイナスとまらないよう一元化するよう方向づけられた（甲全385：29頁）。

イ その後の1959年5月8日には、IAEAとWHOの間に「IAEA-WHO協定」が結ばれ、「世界保健機関は、とくに国際原子力機関が全世界の原子力平和利用の研究開発と実用化を促進、支援および調整する一義的責任を負う」ことが定められた。本来、WHOは健康被害の実態解明調査を担当する国連機関であるべきだが、IAEAと歩調を合わせ、とりわけ原子力発電推進のために、被ばく影響を重視した調査を抑え込む体制が敷かれていったのである（同上）。なお、この協定の存在は、当初は公開されていなかった。

ウ このように、「放射線被ばく研究が核開発の推進にマイナスにならないよう一元化するよう方向づけられていった」経過に照らせば、その流れの中に位置づけられているUNSCEARもまた「放射線被ばく研究が核開発の推進にマイナスにならないよう」な立場であること、延いては、放射線の人体への影響について中立・公正な立場にはなく放射線影響を過小評価する契機があることが窺われる。

(3) UNSCEARがチェルノブイリ事故後も長い間にわたって小児甲状腺がんの影響を認めなかったこと（甲全96：2頁）

また、高橋教授の意見書からは話がそれるが、多数の科学者・専門家からなるUNSCEAR2020/2021年報告書検証ネットワークは、2022年7月19日付で『UNSCEAR2020/2021年報告書』に対する緊急声明「被ばく影響に関する結論の撤回を求める」と題する声明を出した（甲全96）。同ネットワークの提言書には「チェルノブイリ原発事故後も長い間、小児甲状腺がんの被曝影響を認めませんでした」と記されている（甲全96：2頁）。

事実、本件事故後の日本とは比較にならないほど大規模（日本が1080人だったのに対して35万人）に甲状腺内ヨウ素の直接測定が行われる等してい

た（その意味で日本と比べ遥かに多くのヨウ素情報が残されていた）チェルノブイリ事故においてすら、UNSCEARが同事故と小児甲状腺がん多発との間の因果関係を認めたのは、事故から14年も経過した後のUNSCEAR 2000年報告においてのことだった。

この点を「放射線被ばく研究が核開発の推進にマイナスにならないように一元化するよう方向づけられていった」経過（上記(2)）と併せ考えれば、上記事実からも、UNSCEARが「放射線被ばく研究が核開発の推進にマイナスにならないよう」な立場であること、延いては、放射線の人体への影響について中立・公正な立場にはなく放射線影響を過小評価する契機があることが窺われる。

5 第1項のまとめ

- (1) 以上見てきたように、①UNSCEARは米ソ冷戦下において核兵器開発を積極的に行ってきたアメリカが主導して「すべての核実験の即時停止を求める提案をそらすことを目的として」設立された組織であること、②その設立にあたっては戦後アメリカで核開発を担ってきたアメリカ原子力委員会の強い関与があったこと、③そのアメリカ原子力委員会は放射線被ばくの人体への影響について過小評価し続けてきたこと、④UNSCEARが1958年に報告書を作成するに際しては広島・長崎における子どもたちへの影響に係る被爆者研究が無視されたこと、⑤その後の国際会議において「放射線被ばく研究が核開発の推進にマイナスとならないよう一元化するよう方向づけられた」こと、⑥事故と小児甲状腺がん多発との間の因果関係が肯定されているチェルノブイリ原発事故についてもUNSCEARは長い間因果関係を認めなかったことといった事実が認められる。
- (2) これらの事実は、UNSCEARが人体に対する放射線影響に対して決して中立・公正な機関ではないこと、むしろ「放射線被ばく研究が核開発の推進に

マイナスとならないよう一元化するよう方向づけられた」組織であって人体に対する放射線影響を過小評価する契機があることを基礎づける事実であるといえる。そして、これまで複数の準備書面で指摘してきたUNSCEAR 2020/2021年報告書のおよそ「科学的な報告書とはほど遠い」杜撰さと併せ考えたとき、これらの事実は、UNSCEAR 2020/2021年報告書が本件事故に係る放射線影響を恣意的に過小評価したことを強く推認させるものといえる。

(3) よって、これらの事実からしても、UNSCEAR 2020/2021年報告書の内容は信頼に足るものとはいえないという結論が導かれてしかるべきである。

(4) なお、本項の最後に、次のことを指摘しておきたい。

ア 前述したように、国連には多くの機関があつて、UNSCEARはそのうちの1機関にすぎない。しかも、UNSCEARの加盟国は、現時点においてすら全加盟国の僅か16%にすぎない。そして、本件事故について言及する国連の機関としては、国連憲章に基づく機関である人権理事会、国連の制定した条約に基づく条約機関である自由権規約委員会、さらには条約機関ではないが社会権規約委員会がある。これら各機関は、UNSCEARと同じ国連機関であるが、日本政府が進めている早期帰還や因果関係否定の政策に懐疑的な見解を示している。

イ 特に、直近の自由権規約委員会の総括所見（2022年11月）は、次のとおり記述されている（甲全389。下線は引用者）。

22. 委員会は、福島原発事故による国内避難民に対して、「自主的」か「強制的」かの区別なく支援が行われるとの締約国の確約を歓迎するが、締約国が福島で設定した被ばく量の高い基準値や避難地域の一部解除の決定が、人々に高濃度汚染地域に戻る以外の選択肢を与えないこととなることに依然として懸念を抱いている。また、避難区域外に

住む避難民に対する無償の住宅支援が打ち切られたこと、さらに、土地に戻るかどうかにかかわらず、実際には全ての国内避難民が必要な支援を受けられるようにするために実施された措置に関する情報が不足していることを懸念している。さらに、委員会は、震災後、福島で甲状腺がんが診断された、あるいはそう思われる子どもたちが多数いるという報告に懸念を抱いている（第6条、第12条及び第19条）。

23 委員会の前回の勧告 11 に従って、締約国は次のことを行うべきである。

(a) 福島原発事故で被災した全ての人々の生活を守り、放射線量が住民に危険を及ぼさない場合に限り、汚染された場所の避難場所指定を解除すること。

(b) 放射線量の監視を継続し、その情報を被災者に適時に開示すること。

(c) 「自主的」か、「強制的」かという避難者としての区別や、自分の土地に戻ることを決めたかどうかにかかわらず、全ての国内避難民が、避難区域外に住む避難民のための無料住宅の提供を再開することを含め、必要な全ての財政、住宅、医療、その他の支援を受けられるようにすること。

(d) 原子力災害が被ばく者の健康に及ぼす影響について、高い線量と関連している可能性を含め、引き続きその評価を続けること。また、子どもを含む放射線被ばく者全員に対し、無料かつ定期的、包括的な健康診断を実施することを検討すること。

ウ このように、UNSCEAR 2020/2021年報告書が出された後においてもなお、UNSCEARと同じ国連機関である自由権規約委員会から上記のとおり因果関係がないとの政策に懐疑的な判断を示されていることは、UNSCEARの主張の正当性を判断する上で無視してはならない。

第2 UNSCEAR2020/2021年報告書には放射線影響を過小評価する契機があること②（本件事故による放射線影響を過小評価したい日本政府の意向が反映される契機があること）

1 日本政府には放射線影響を過小評価する契機があること

日本政府には、本件事故による放射線の人体への影響を過小評価する契機が存在する。このことは、高橋教授が指摘する広島・長崎原爆被害に関する次の事実から推知できる（甲全385）。

(1) 肥田瞬太郎医師の証言（甲全385：31頁～32頁）

ア 肥田瞬太郎医師は、広島・長崎の被爆者医療に長年携わった医師で、自身も被爆者である。

イ 肥田医師は、1975年に被爆者救済を訴えるために国連を訪れた。ところが国連にはすでに「広島・長崎の原爆の医学的影響について」と題する日米共同の報告書が提出されていて、被爆者救済には対応できないとの回答を受けた。かかる報告書には、1968年の時点で「原爆の影響と思われる病人はもう一人もいない。死ぬべき者は全部死んだ。従って広島・長崎の被爆者に関する医学問題は、現代日本には全く存しない」と書かれていたという。

1968年は、日米原子力協定やツナ缶用マグロの対米輸出に向けて奔走した元駐米日本大使館科学担当書記官・向坊隆が広島・長崎の健康影響に関する「専門家」として国連に「専門知識」を提供していた時期である。

ウ かかる証言には次のとおり裏付けがある。

(ア) 1968年に出された国連の「核兵器白書」（鹿島平和研究所訳、向坊隆監修）では、広島・長崎の原爆について次のように説明されている。

広島での死者のうち、約4万5000人は爆発の行われた日のうち死亡した。その後四ヶ月間に約二万人が創傷、火傷および放射線の効果により死亡した。救助作業の従事中に受けた誘導放射能の結果、死亡したものもあるとみられるが、その

数については資料がない。広島での医療機関は大部分が被爆地内にあり、したがって治療方法は標準よりはるかに低いものであった。困難は薬品、器材の不足、医師の手不足ではなはだしく高められた。爆発の直接効果をまぬかれて生き残った人々にとって、即時に必要であった医療に次いで、最も困難になったのは、給水、住居及び食料の問題であった。電力網は最初は送配電線の損害、次いで取り付けてあった建造物の破壊によるスイッチや変圧器の損傷のため、ひどく損害を受けた。即死しなかった人々に対して、これらの困難は、彼らの受けた惨害の深い心理的効果と重複して大きな影響を残した。爆発後、二〇年を経てもなお、放射線障害への過敏性が人々の間に残っており、その結果原子力発電所の設置について、住民の同意を得るのに支障をきたしている（6-7）。

- (イ) その上、同白書は、広島・長崎原爆のフォールアウト（放射性降下物）について「広島・長崎の爆発はいずれもかなり上空であったことから、両市にいちじるしい局地的フォールアウトはなかったことである」とも記述している。
- (ウ) このように、同白書では直接被ばくを重視する一方で、その後の被害の拡大はインフラが整備されなかったこと、心理的な影響が大きいことを要因とし、それが「放射線障害への過敏性」となって原発への理解が困難になったという、日米両政府の核兵器観が実際に反映されていたのである。肥田医師の証言どおりであるといえる（以上につき、甲全385：31頁～32頁）。
- エ これまでの原爆症認定申請却下取消訴訟における各勝訴判決を見ても明らかかなように、「原爆の影響と思われる病人はもう一人もいない。死ぬべき者は全部死んだ。従って広島・長崎の被爆者に関する医学問題は、現代日本には全く存しない」という見解が明らかな誤りであることは周知のとおりである。しかるに日本政府が広島・長崎原爆について上記のような見解を示していたという歴史的事実は、日本政府において放射線の人

体への影響を過小評価する契機が存することを推知させる間接事実といえる。

(2) 広島・長崎原爆に関する残留放射線の影響に係る記述（甲全385：26頁～28頁）

ア また、上記(1)は過去の事実の指摘であるが、日本政府は現在においても、広島・長崎原爆による放射線の人体の影響を過小評価し続けている。そのことを示す事実の1つが、広島・長崎原爆に関する残留放射線の影響に係る記述である。

イ 日本政府（厚生労働省）は、残留放射線の影響について、次のように記述している（甲全385：26頁～27頁、甲全390：3枚目～4枚目）。

また、初期放射線の他に、「残留放射線」もありましたが、原爆投下時から放物線状に急速に減少し、短期間でほとんどなくなりました。長崎では爆心地から 100m 地点での初期放射線量は約 300 グレイでしたが、原爆投下 24 時間後には 0.01 グレイ（3 万分の 1）まで減少したとされています。この残留放射線があったことを考慮して、原爆投下時には市内にいなかった入市者にも、幅広く被爆者健康手帳が交付されています。

これらの放射線量は、戦後 60 年間にわたる専門家達の研究によって得られた唯一の成果である「DS86」及び「DS02」に基づいています。残留放射線についても科学者が被爆地の土や建築資材などを採取して調査してきたデータに基づいているのです。科学的検証に基づいた最も信頼できるデータによっているのであり、原爆の威力を過小評価しているということではありません。原爆による死者は広島では約 14 万人、長崎では約 7 万人とも言われており、原爆の殺傷力、破壊力が甚大であることは間違いない事実です。また、最新の核兵器の威力は、64 年前に世界初で開発された広島・長崎型の何万倍にもなり、広島・長崎に投下された原爆の何百万倍もの放射線を放出する恐るべき兵器であり、このような核兵器を世界中から廃絶すべきであることには変わりがないのです。

ウ 厚生労働省の上記記述からは、日本政府が「DS02」などを用いて残留放射線まで説明しようとしていることが分かる。しかしながら、これは「DS02」に対する明らかな過剰評価である。

(ア) 事実、2022年10月12日、NBC長崎放送は「続いていた米軍の長崎原爆残留放射線調査 被爆体験者の救済につながるか」という特集放送で、ABCで隠し持ってきた広島・長崎の残留放射線研究についての史料についてのコメントの際、放射線影響研究所（放影研）は次のような見解を示している（甲全385：27頁～28頁）。

【開示資料に対する放影研の見解】

当研修所における広島、長崎の放射線量推定は1986年のDS86線量推定方式によって初めて緻密に規定されました。しかし、残留放射線に関しては把握できないことが多く、放影研はこれについてはっきりとした線量推定の基準を持ち合わせておりません。

(イ) 上記放影研の見解からも明らかなように、放影研においてすら、残留放射線の線量推定の基準がないと述べているのである。しかるに日本政府は、わざわざ「戦後60年間にわたる専門家達の研究によって得られた唯一の成果」などと修飾語を付した上で「DS86」や「DS02」によって残留放射線までも説明しようとしているのである。

ウ このように日本政府は、そもそも残留放射線や内部被ばくを測れないものさしを用いて、広島・長崎原爆による放射線影響を軽視してきた（甲全385：28頁）。日本政府が現在においてもこのような記述を維持しているという事実は、日本政府において放射線の人体への影響を過小評価する契機が存することを推知させる間接事実といえる。

(3) 原爆症認定申請却下取消訴訟における日本政府側の主張（甲全385：39

頁～40頁)

- ア 日本政府は現在においても、広島・長崎原爆による放射線の人体の影響を過小評価し続けている。そのことを示す事実の1つが、原爆症認定申請却下取消訴訟における日本政府側の主張である。
- イ これまでも何度も指摘してきた事件であるが、いわゆる松谷事件は1988年9月、長崎の爆心地から2.45キロで被爆した松谷英子氏が長崎地裁に提訴した事件であるところ、同事件一審の長崎地裁判決では、「原告の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けている」「DS86と閾値論だけで、放射線の影響を否定することは科学的でない」として原告勝訴判決が下され、2000年7月に最高裁は日本政府の上告を棄却、判決が確定した。
- ウ その後、2003年以降には全国で一斉に原爆症認定集団訴訟が起こされたが、日本政府は後述する明石眞言氏の意見書を提出する等して、原告は被爆していないという主張を繰り返した。しかし、裁判所はこれを認めず日本政府は19連敗した。
- エ ところが日本政府は、その後も現在に至るまで、DS86ないしDS02や閾値論に基づく主張を続けている（例えば甲全287～288）。未だに、DS02は世界的に支持されていると主張するとともに、0.1ないし0.2グレイを下回る低線量被ばくによってがんを発症し得るとの科学的経験則は存在しないからそのような低線量域での因果関係は不明であると主張し続けているのである（このような構図は、UNSCEARの権威に依拠した主張、かつ100mSv閾値論に依拠した主張を展開する被告の主張ともそっくりである）。
- オ このように日本政府は、原爆被爆者認定申請却下取消訴訟において松谷事件最高裁判決後においてすら、判決の相対効を奇貨として、引き続き原爆の放射線による人体への影響を過小評価し続けてきている。この事実もまた、

事実は、日本政府において放射線の人体への影響を過小評価する契機が存することを推知させる間接事実といえる。

(4) 小括

以上のとおり日本政府は、広島・長崎原爆による放射線の人体への影響について、過去から現在に至るまで一貫して過小評価し続けてきた。これらを総合すれば、日本政府において放射線影響を過小評価する契機が存すること、延いては本件事故による放射線影響についても過小評価する契機が存することが十分に認められる。

2 日本政府の上記立場が反映される契機が存すること

そして、UNSCEAR 2020/2021年報告書（乙4）には、上記2で述べたような放射線影響を過小評価したい日本政府の立場が反映される契機が存在する。

(1) 外務省から「放射線の影響に関する過度の不安を払拭すべく、国内外への客観的な情報発信を促進する」報告書作成目的で約1億4000万円もの特別拠出金がUNSCEARに拠出されていること

ア 日本政府（外務省）は、2013年度には7100万円を（甲全391：53頁、甲全391）、2017年度には7000万円を（甲全391：53頁、甲全393）UNSCEARに拠出している。

イ そして2017年度の拠出については、その事業目的として「放射線に関する様々な影響を科学的な観点から評価する唯一の国際機関であるUNSCEARの評価は、客観的、中立的立場から科学的知見を踏まえた評価として、国際的に権威あるものとして認められている。UNSCEARによる福島第一原発事故に関する放射線影響評価事業の支援を行い、事故の経験と教訓を国際社会と共有するとともに、正確な情報発信を行い、放射線の影響に関する

る過度の不安を払拭すべく、国内外への客観的な情報発信を促進する。」（下線は引用者）と記述されている（甲392）。

イ このように日本政府は、UNSCEARに対して、本件事故に係る放射線影響についての報告書作成を目的として、約1億4000万円もの特別拠出金を支出しているのである。このような多額の金員がUNSCEARに拠出されたという事実、そしてその拠出目的が「放射線の影響に関する過度の不安を払拭す」という点にあったという事実は、日本政府に放射線影響を過小評価する契機が存することと併せ考えると、UNSCEAR2020/2021年報告書に放射線影響を過小評価したい日本政府の立場が反映される契機があったことを推認させる重要な間接事実であるといえる（甲全96：2頁末尾も同旨）。

(2) 放射線医学総合研究所（放医研）が事務局を務めるUNSCEAR国内対応委員会には各省庁もオブザーバー参加していたこと

ア そもそも放射線医学総合研究所とはUNSCEARと共通した設立目的を持つ組織であること（甲全385：34頁）

(ア) 放射線医学総合研究所（以下「放医研」という。）は、1957年、日本学術会議からの勧告を受けて、科学技術庁の附属機関として日本政府によって設立された。

(イ) 日本学術会議に放医研の設置を諮問した原子力委員会の初代委員長である正力松太郎氏は、週刊ダイヤモンド1956年4月21日号に掲載されたインタビューで次のように述べている。

僕は、原子力が平和産業に重大な役割を果たすものだと知ったとき、まず感じたことは、日本人の原子力に対する考えを、何とかして改めねばということでした。広島、長崎のピカドンの思い出におびえ、ビキニの水爆実験の被害におののく日本人の気持ちが、もっと原子力を理解する方向へ向くようにしなければいけ

ないと思いましたが。それで大臣就任の機会に、大いに原子力の平和的利用面を宣伝しようと決心したわけなんです。

(ウ) このように正力氏は、日本社会における核兵器や核実験へ対する不安を払拭することと核の平和利用推進は車の両輪だったことを臆することなく明言している。ビキニ水爆実験後に正力氏が日本学術会議に諮問して放医研を設立したのも、こうした背景があつてのことだった。すなわち、太平洋における原水爆実験に対する国際的な不安を封じ込める目的で設置されたという意味において、UNSCEARと放医研は設立目的が共通していたのである（甲全385：34頁）。

イ UNSCEARに提出する資料のとりまとめや報告書ドラフトへの見解のとりまとめは放医研（の運営するUNSCEAR国内対応委員会）が担っていたこと（甲全385：35頁）

(ア) 放医研の「法医学総合研究所50年史」には、放医研のUNSCEARとのかかわりについて、次のとおり記述されている（甲全385：35頁、甲全394：313頁）。

国際連合原子放射線の影響に関する科学委員会（UNSCEAR）は、1955年に設立され、日本は当初より委員国となった。初代の日本代表は都築正男東大名誉教授であったが、当時発足したばかりの放医研の塚本憲甫所長が1960年よりUNSCEAR日本代表を後継し、それ以降、放医研の歴代所長がUNSCEAR日本代表に就任することが慣例化した。これに伴い、UNSCEARに提出する資料のとりまとめや報告書ドラフトへの見解の取りまとめ等が、所外委員の協力を得て放医研内の委員会の事業として行われるのが慣例となった。この体制はしばらく続いたが、しだいに放医研の比重が大きくなってきた。

またUNSCEAR報告書の分量が大きくなるにつれて、事業としての負担が増加し、一方、放医研の内外でのUNSCEARに協力することの認識の違いな

ど問題点も出てきた。そこで 2001 年の放医研独法化を機会に、関係省庁と UNSCEAR 国内対応体制の見直しが行われ、意見の取りまとめに関しては、放医研が原子力安全委員会より、国内の放射線影響研究の専門家による委員会（国連科学委員会国内対応委員会）の運営を委託される形になった。 こうして 2002 年より国内対応委員会（及び同準備会）として、公式の裏付けのある体制が整った。すなわち 放医研が事務局として、日本全国の 100 名余りのコレスポンディングメンバーの協力を得つつ、UNSCEAR に提出する資料のとりまとめ、報告書ドラフトへの見解の取りまとめを行い、UNSCEAR に学術的な貢献をし、大きな存在感を示すようになった。

(イ) 以上から明らかなように、放医研は、UNSCEAR 国内委員会の事務局として、UNSCEAR に提出する資料のとりまとめ、報告書ドラフトへの見解のとりまとめを行ってきた。これは、本件事故にかかる UNSCEAR 2020 / 2021 年報告書作成過程でも同じであって、本件事故に関して UNSCEAR に対して提供する情報の取りまとめは、放医研が担っていたのである（甲全 385 : 35 頁、甲全 391 : 52 頁）。

ウ UNSCEAR 国内対応委員会には各省庁がオブザーバー参加していたことが判明していること（甲全 391 : 53 頁、甲全 395）

(ア) 前述したように、日本政府には、本件事故による放射線影響を過小評価する契機が存在する。

(イ) そして、NPO 法人放射線安全フォーラムの田口茂氏が放医研への情報公開請求をしたところによれば、本件事故に関して UNSCEAR に対して提供する情報の取りまとめを行う UNSCEAR 国内対応委員会には、関係省庁（文科省、原子力規制庁、環境省、外務省）がオブザーバーとして参加していたことが分かっている（甲全 391 : 53 頁）。

エ 小括

以上のとおり、太平洋における原水爆実験に対する国際的な不安を封じ込める目的で設置された放医研がUNSCEAR国内対応委員会の事務局としてUNSCEAR2020/2021年報告書作成過程においても提供情報のとりまとめなどを行っていたこと、そのUNSCEAR国内対応委員会には関係省庁もオブザーバー参加していたことが判明している。この事実もまた、本件事故による放射線影響を過小評価する契機が日本政府側にあること、実際に「放射線の影響に関する過度の不安を払拭す」ることを目的とした報告書作りのために日本政府が約1億4000万円を拠出していることと相俟って、本件事故による放射線影響を過小評価したい日本政府の意向がUNSCEAR2020/2021年報告書に反映される契機の存在を基礎づけるものといえる。

(3) 原爆症認定申請却下取消訴訟において日本政府側証人として意見を述べた明石眞言氏がUNSCEAR2020/2021年報告書作成に深く関与していること

ア 原爆症認定申請却下取消訴訟において明石眞言氏が日本政府側証人として意見書作成・法廷証言を行ってきたこと

(ア) 明石眞言氏は、2003年以降に始まった原爆症認定申請却下取消訴訟において、日本政府の立場で意見書を書き、日本政府側の証人として法廷にも出廷していた人物だった（甲全385：36頁）。

(イ) 明石眞言氏が法廷でなした証言について被爆者が残している手記には、次のような記述がある。

私が、一番腹がたったのは明石眞言氏の証言です。放医研の役職をもった人ですが、国側の証人になって出てきて、被爆後頭髪が抜けたのは神経のせい、下痢をしたのは衛生状態が悪かったんだと、法廷で繰り返しました。明石証言は2008年の3月なんですけど、これらの主張は30年近く前の松谷訴訟

の時から国側が言っていることです。その後の裁判で最高裁にまで否定されているのに、繰り返し繰り返し同じことを言って、全然反省していません。彼は被ばく直後に行われた東大や京大、その他の大学の調査団がまとめあげた調査報告も、これは信用できないと平気で言う。その明石氏が今では福島原発で放射能の影響を否定する側で活躍しています。ああいう人をいまだに国の主要な証言者のスタッフに入れているというやり方は、国側の被爆被害に対する姿勢を露骨に表しているものだと思います。本当に腹立たしい。

(ウ) このように、明石眞言氏は、原爆症認定申請却下取消訴訟において、広島・長崎の原爆による被爆影響を過小評価する日本政府側の証人として、当該訴訟原告らの症状について放射線影響を否定する趣旨の意見書や証言をしてきた人物だった。

イ 明石眞言氏がUNSCEAR2020/2021年報告書作成に深く関与していたこと

(ア) NPO法人放射線安全フォーラムの田口茂氏が放医研への情報公開請求をしたところによれば、明石眞言氏は、UNSCEAR国内対応委員会のメンバーの一人であったことが分かる（甲全391：52頁、甲全395）。

(イ) また、同氏によれば、明石眞言氏は、UNSCEAR2020/2021年報告書作成にあたって、全体の統括を行う調整専門家グループの一人であると同時に、日本の論文やデータを収集して技術的アドバイスを実施する日本作業グループのメンバーの一人でもあった（甲全391：52頁）。

(ウ) さらに、UNSCEAR2020/2021年報告書が取りまとめられている期間（2017年～2019年）には、UNSCEAR日本代表に就任していた（甲全385：36頁、甲全396）。

(エ) このように、明石眞言氏は、UNSCEAR 2020/2021年報告書作成過程において、UNSCEAR内の調整専門家グループ（全体統括）と日本作業グループと国内対応委員の3つのポジションを兼務していた。また、UNSCEAR 日本代表団の代表だった時期もある。すなわち、明石眞言氏は、上記報告書の作成に深く関与していたのである。

ウ 小括

以上のとおり、明石眞言氏は原爆症認定申請却下取消訴訟において放射線影響を過小評価した主張を行う日本政府側証人として意見書作成・法廷証言を行ってきた人物であって、UNSCEAR 2020/2021年報告書作成過程においても3つのポジションを兼務することによって深く関与していた人物でもある。この事実は、本件事故による放射線影響を過小評価する契機が日本政府側にあること、実際に「放射線の影響に関する過度の不安を払拭す」ることを目的とした報告書作りのために日本政府が約1億4000万円を拠出していることと相俟って、本件事故による放射線影響を過小評価したい日本政府の意向がUNSCEAR 2020/2021年報告書に反映される契機の存在を基礎づけている。

3 第2項のまとめ

以上見てきたように、過去及び現在の事実に照らして日本政府には本件事故による放射線影響を過小評価する契機が存するところ、UNSCEAR 2020/2021年報告書作成過程においては、①「放射線の影響に関する過度の不安を払拭す」ることを目的として約1億4000万円もの特別拠出金がUNSCEARに拠出されていること、②UNSCEARと設立目的において共通する放医研が運営するUNSCEAR国内対応委員会に関係省庁がオブザーバー参加していたこと、③原爆症認定申請却下取消訴訟において日本政府側証人として放射線影響を過小評価する意見を述べていた明石眞言氏が同報告書作成に係る重要なポジ

ション3つを兼務していたこと、以上①～③の事実が認められる。このような事実関係の下においては、UNSCEAR2020/2021年報告書作成過程において本件事故による放射線影響を過小評価したい日本政府の立場が反映される契機が存在していたと認めるのに十分である。

第3 結語－UNSCEAR2020／2021年報告書の信用性は担保されていないこと＝因果関係認定において重視されるべきでないこと

- 1 以上、UNSCEAR2020／2021年報告書の信用性が担保されているか否かに関して、UNSCEARが設立経緯などに照らして放射線影響を過小評価する契機があること、しかも同報告書作成過程においては放射線影響を過小評価したい日本政府の意向が反映される契機があることについて、具体的事実に基づいて主張立証を行った。
- 2 以上の各契機の存在は、これまで原告らが各準備書面において個別具体的に主張立証してきたUNSCEAR2020／2021年報告書の杜撰さ（科学的な報告書にほど遠いこと）を補強する事実である。すなわち、これまで主張してきたUNSCEAR2020／2021年報告書の客観的な欠陥（前提事実の重大な事実誤認、考慮遺脱・不尽、他事考慮、過小評価、過剰評価）はそれ自体が同報告書の信用性が担保されていないことを示すものであるところ、本書面では、そのような欠陥だらけの杜撰な報告書が作成されること、延いてはそれによって本件事故による放射線被ばくの過小評価が行われることについて相応の契機（背景事情）が存在していること、そのような報告書が出来上がってしまうことは不自然ではないことを明らかにした。
- 3 客観的に見て前提事実の重大な事実誤認その他の過誤・欠落が多数重なり合っているようなUNSCEAR2020／2021年報告書は、到底信頼できるものではない。ましてや、その杜撰さを説明し得る契機が存在するのであれば尚更である。以上のとおりであるから、このような信頼性が担保されていないUNSCEAR2020／2021年報告書は、本件における因果関係の認定において重視されるべきではない。

以上